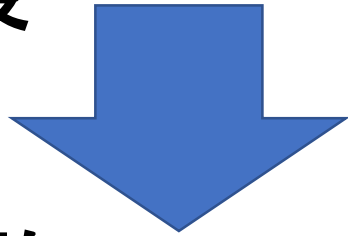


地区防災計画の見直し

平成20年に市と防災推進地区の
協定締結後



平成23年度に
光町自治会 地区防災計画書を策定
しかし・・・

- ・その後の活動の停滞
- ・地区本部設置場所の検討が為されず
市立第2小学校に参集すればよいという
公助頼みの状況

災害に備えを
安心、安全なまち 光町

向こう三軒両隣、みんなで声をかけ合い、災害に備えましょう！

保存版



平成23年3月

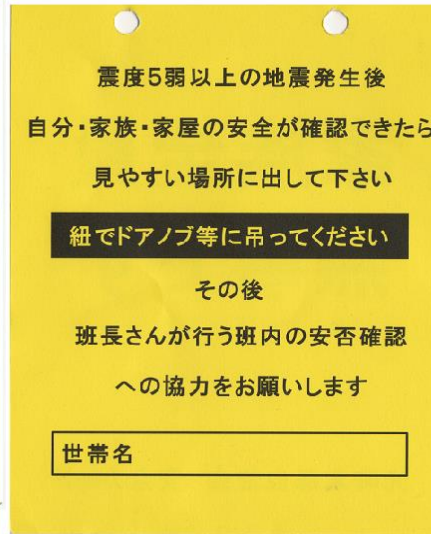
防災活動を活発化させるために

①平成31年 安全カード作成 → 全戸配布

安全カード
表面



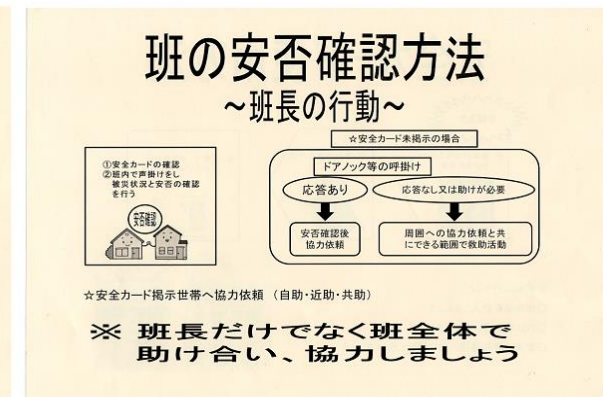
裏面



使用要領書
表面



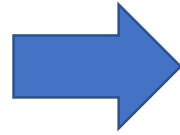
裏面



使用方法として

- ・ 発災時にドアノブ等に掲示して、自治会班長の情報収集に協力する。
- ・ 掲示されていない会員宅を、要注意住宅として、声掛けをする。
- ・ 在宅避難者への支援体制の有効活用を図る。

②令和2年防災マップの更新



全戸配布

防災マップの説明



裏面に避難要領を記載した。

光町北部自治会 防災のご案内

地震発生 避難の流れ

- 1 戸長・家頭の安全確保
被害情報等の確認収集
(必要な場合は避難場所へ)
① 地震発生時や避難所や公園などの広い場所へ避難
② 地区防災センターへ避難場所(校庭等)へ避難
③ 法面避難
- 2 一瞬帰宅・自動車等の確認
地区本部へ報告
- 3 避難所主催・在所会館
戸長等が避難所 ① 公民館
戸長等が避難所 ② 地区防災センター内の避難所へ
避難所主催が避難所を主催し、三次避難所・福祉避難所へ
注：区分防災マップでマップ作成31年度版

震度5弱以上の大きな地震が起ったら

避難手順

- ① 身の安全を確認し避難所へ移動する
- ② 情報が伝わったら、自分の持ち物を運ぶ
- ③ 持ち物を持って避難所へ避難する
- ④ 待てずに帰宅しない
- ⑤ 正しい情報に基づいて適切な行動をする
- ⑥ 我が家の安全と隣の安全を確かめ合う
- ⑦ 避難所が不足している場合は「防災全員避難所」の「安全カーブ」を必ず知る
- ⑧ 避難所が不足している場合は、必ず避難所を確保する
- ⑨ 避難所が不足している場合は、必ず避難所を確保する

三層の活動体制

大規模地震に際して、市町村が連携して避難所を確保し、避難所や避難所の確保などを実施することを目的として、震度5弱以上の地震が発生した場合は、三層の活動体制を確立し、市町村の連携による対応を実施していきます。

震度	応急	応急	応急
震度5弱	戸長等が避難所を確保し、避難所を確保する	地区防災センターへ避難所を確保し、避難所を確保する	避難所が不足している場合は、必ず避難所を確保する
震度5弱	戸長等が避難所を確保し、避難所を確保する	地区防災センターへ避難所を確保し、避難所を確保する	避難所が不足している場合は、必ず避難所を確保する
震度5弱	戸長等が避難所を確保し、避難所を確保する	地区防災センターへ避難所を確保し、避難所を確保する	避難所が不足している場合は、必ず避難所を確保する

旧マップに対して

- ・ 屋外に設置された、消火器・消火栓の位置を再確認し、記入した。
- ・ 裏面に発災時に、特に必要と思われる情報を、まとめて記載した。

③令和3年 地区防災計画の見直し

もみじ公園を地区本部の拠点に

光町北部自治会地区防災計画書全般の見直しは時間と労力がかかる為、上記を大きな変更点とし、その他は微修正を行った。また、各会員と連携を図る為、回覧板・班長会議・防災避難訓練等を繰り返し開催し浸透を図ること、消火器・消火栓等の設置個所の再確認を図ることも確認した